平成２３年（フ）第１４７号
群馬県太田市新田木崎町902番地６
債務者　細谷美有紀（旧姓小川）
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１５０号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2865番地12
債務者　辻　　拓也
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１４号
岐阜県大垣市東町１丁目334番地１　セピアガーデン202
債務者　川添　　強
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
岐阜県大垣市福田町861番地２　レオパレスＣＡＴ’Ｓ206
債務者　原田　　豊
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
岐阜県揖斐郡大野町大字六里329番地２
債務者　若原　由宇
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３２４号
静岡県浜松市中区西浅田２丁目６番14号
債務者　若狭　勝己
１　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
長崎県長崎市新戸町２丁目12番38号　新戸町マンション303号
債務者　宮本　伸彦
１　決定年月日時　平成23年７月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７５号
三重県松阪市東町１番地
債務者　古川　聡士
１　決定年月日時　平成23年７月15日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７６号
三重県松阪市東町１番地
債務者　古川　一枝
１　決定年月日時　平成23年７月15日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第７０号
三重県志摩市浜島町塩屋599番地２
債務者　谷川原隆治
１　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第３４４３号
大阪府八尾市山本町北７丁目２番14号　角貴第２マンション101号
債務者　秦　栄三郎
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５２３号
大阪府門真市柳田町17番３号
債務者　井手　雅彦
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５５７号
大阪府池田市渋谷３丁目５番７号　２Ｄ
債務者　加古　　充
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６７８号
大阪府枚方市北片鉾町15番７号
債務者　首藤　二人
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９２８号
大阪市生野区新今里４丁目５番12―3009号
債務者　西原桜子こと　李　　英生
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９７９号
大阪市住吉区杉本１丁目９番20号
債務者　谷川　宏子
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９９３号
大阪市東成区深江北３丁目３番13―5006号
債務者　今川　一孝
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０１７号
大阪市平野区喜連西２丁目１番５―1306号
債務者　植田　裕重
１　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部